

車両預かり・作業同意書

本同意書は、車両を預けて点検、修理、取付けその他の作業を依頼する者（以下「利用者」といいます。）が、当該作業を行う事業者、店舗または担当者（以下あわせて「事業者」といいます。）から、車両の状態、作業内容、見積り、追加作業、車両の移動・試運転、データ、引渡しおよび損害対応等について説明を受け、その内容を理解したうえで車両の預かりおよび作業に同意するためのものです。

第1条（適用範囲、個別作業条件および依頼権限）

- 1 本同意書は、自動車、二輪車その他の車両に対する点検、診断、修理、交換、用品取付け、設定、清掃、洗車、コーティング、板金・塗装その他利用者が依頼する作業（以下「本作業」といいます。）に適用します。
- 2 対象車両、本作業の内容、受付日時、預かり期間、使用部品・用品、見積額、支払方法、完成予定、保証その他の個別条件は、申込ページ、作業指示書、見積書、注文書、電子メールまたは受付時の説明によります。
- 3 利用者は、対象車両の所有者、使用者または所有者等から本作業および車両の預託を承諾する権限を与えられた者であり、リース、ローン、保証、保険その他第三者の承諾が必要な場合は事前に確認します。

第2条（受付確認、既存状態および車内物品）

- 1 利用者および事業者は、受付時に、車種、登録番号等の識別情報、走行距離、燃料・充電状態、警告灯、外装・内装の傷や汚れ、改造、故障症状および預かった鍵・付属品等を合理的な範囲で確認します。
- 2 事業者は、作業前後の状態および作業結果を確認するため、利用者へ目的を案内したうえで、車両、走行距離、警告表示、部品その他必要な範囲の写真または診断記録を作成することがあります。広告利用には別途同意を得ます。
- 3 利用者は、現金、貴重品、個人情報を含む書類、壊れやすい物、危険物その他本作業に不要な物を車内から取り出します。取り出せない物がある場合は受付時に申告し、事業者と保管方法を確認します。

第3条（点検、見積り、追加作業および部品）

- 1 分解、診断または清掃後に、受付時には確認できなかった故障、摩耗、腐食、配線・取付状態、事故歴、改造その他追加対応が必要な事情が判明する場合があります。事業者は判明した内容を利用者へ説明します。
- 2 作業内容、部品、方法、料金または完成予定が変わる場合、事業者は、可能な範囲で変更理由、追加費用および影響を示し、利用者の承諾を得てから有償の追加作業を行います。緊急の安全確保に必要な場合は必要最小限の停止・保護措置にとどめます。
- 3 新品、再生品、中古品、利用者支給品その他使用する部品・用品の区分、適合性、保証および取り外した部品の返却・処分は、見積りまたは受付時の案内によります。危険または不適合な支給品は使用を断る場合があります。

第4条（車両の移動、試運転および保管）

- 1 事業者は、本作業、診断、完成確認、洗車、保管場所の変更または車検等のため必要な範囲で、敷地内外に対象車両を移動し、または道路上で試運転することがあります。目的および通常想定される範囲を受付時に案内します。
- 2 道路上で移動または試運転する者は、必要な運転資格を有し、交通法令および事業者の安全手順に従います。燃料、充電、有料道路、駐車その他の費用が発生する場合、その取扱いを事前または発生後速やかに説明します。
- 3 事業者は、鍵、車両および部品について、施錠、保管場所、入出庫記録その他合理的な管理を行います。災害、盗難、事故その他異常が生じた場合、被害拡大防止および利用者への連絡を行います。

第5条（電子装置、設定、データおよび校正）

- 1 対象車両のナビゲーション、ドライブレコーダー、通信機器、アプリ、アカウントその他の電子装置を扱う場合、事業者は本作業に必要な範囲で操作し、目的と関係のない履歴、映像、連絡先その他の情報を閲覧または利用しません。
- 2 初期化、ソフトウェア更新、バッテリー取外し、部品交換その他の作業により、設定、学習値、保存データまたは接続情報が消去・変更される場合があります。利用者は必要なデータを事前にバックアップし、事業者は想定される影響を案内します。
- 3 運転支援装置、センサー、カメラ、レーダーその他安全装置に影響する作業では、必要な点検、調整、エーミングまたは校正の要否を確認します。事業者は資格・設備・認証の範囲外の作業を無断で行いません。

第6条(料金、完成確認、保証および引取り)

- 1 利用者は、承諾した作業料、部品・材料費、診断料、保管料、運送費その他の費用を案内された期日および方法で支払います。キャンセルまたは未修理時の費用は、実施済みの診断・作業および通常生じる合理的な損害の範囲で適用します。
- 2 事業者は、完成時に、実施内容、交換部品、残る不具合、警告表示、使用上の注意、保証条件および次回点検等を説明します。利用者は可能な範囲で外観、動作および車内物品を確認します。
- 3 利用者は案内された期限および方法で車両を引き取ります。長期の引取り遅延がある場合、事業者は連絡と合理的な保管料の案内を行い、車両の処分、移動その他の措置が必要なときは法令および適正な手続に従います。

第7条(事故、損害、保険および個人情報)

- 1 預かり中または本作業中に、事故、損傷、汚損、盗難、火災、データ消失その他の異常が生じた場合、事業者は被害拡大防止を優先し、発生状況、既存状態、原因および保険の適用等を確認して利用者へ連絡します。
- 2 事業者または作業者の故意もしくは過失により損害が生じた場合、事業者は、経年劣化、既存の傷、隠れた不具合、利用者支給品その他本作業前から存在した原因を区別し、自己の責任範囲に応じて修理、交換、保険対応その他合理的な対応を行います。
- 3 事業者は、氏名、連絡先、車両情報、登録書類、作業・決済・保証・問い合わせおよび事故記録等を、本作業、本人確認、連絡、会計、法定記録ならびに事故・苦情対応に必要な範囲で取り扱います。

第8条(法令上の条件、責任の範囲および同意)

- 1 事業者は、本作業の内容に応じて道路運送車両法その他関係法令を確認し、認証、資格、設備、記録、標識または外注が必要な作業について、適法な方法で実施します。
- 2 本同意書は、事業者の故意または過失、作業上の不備、債務不履行、法令違反その他事業者が法令または契約上負う責任を免除するものではなく、消費者契約法その他の法令により認められる利用者の権利を制限するものでもありません。
- 3 利用者は、車両の受付状態、本作業、追加作業、移動・試運転、電子装置・データ、料金、完成確認および損害対応について説明を受け、不明点を質問する機会を得たうえで、車両の預かりおよび本作業に同意します。
- 4 電子的に同意する場合、事業者は、利用者の氏名、連絡先、同意日時、対象車両・受付・作業内容を識別する情報、対象文書の版および同意操作に関する記録を保存します。

以上

私は、上記各条項および案内された個別作業条件を確認し、対象車両の預かりおよび本作業の実施に同意します。

同意日: ____年 ____月 ____日

利用者氏名(署名): _____